# 省　令

**○厚生労働省令第九十一号**

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第四条**　法別表第一の四の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項の実施の有無及び実施していたときはその実施日に関するものとする。<br>一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五条第三号の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次号において同じ。）が行う無料の船員職業紹介<br>二　（略）<br>2～6　（略） | **第四条**　法別表第一の四の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項の実施の有無及び実施していたときはその実施日に関するものとする。<br>一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五条第三号の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次号において同じ。）が行う船員の職業に就くことのあっせん<br>二　（略）<br>2～6　（略） |

**附　則**

この省令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

# 法規的告示

**○海上保安庁告示第十五号**

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定に基づき、来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月十一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

**第一条**　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （情報の提供）<br>**第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。<br>一　（略）<br>二　内容<br>イ　（略）<br>ロ　船舶自動識別装置による場合<br>(1)　（略）<br>(2)　細島、足摺岬及び大浜における風向、風速及び気圧、八島における風向、風速及び波高並びに高井神島における風向及び風速<br>三　（略）<br>2・3　（略） | （情報の提供）<br>**第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。<br>一　（略）<br>二　内容<br>イ　（略）<br>ロ　船舶自動識別装置による場合<br>(1)　（略）<br>(2)　細島、足摺岬及び今治における風向、風速及び気圧並びに八島及び高井神島における風向及び風速<br>三　（略）<br>2・3　（略） |

（関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

**第二条**　関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （情報の提供）<br>**第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。<br>一　（略）<br>二　内容<br>イ　（略）<br>ロ　船舶自動識別装置による場合<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　三島及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島及び若宮における風向、風速及び気圧、八島における風向、風速及び波高並びに台場鼻、周防野島、三井楽長崎鼻、対馬瀬鼻、豆酘埼、筑前相島及び出雲日御碕における風向及び風速<br>三　（略）<br>2・3　（略） | （情報の提供）<br>**第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。<br>一　（略）<br>二　内容<br>イ　（略）<br>ロ　船舶自動識別装置による場合<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　三島及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島及び若宮における風向、風速及び気圧並びに台場鼻、周防野島、八島、三井楽長崎鼻、対馬瀬鼻、豆酘埼、筑前相島及び出雲日御碕における風向及び風速<br>三　（略）<br>2・3　（略） |